

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

1. 派遣事業の状況

- ・派遣労働者の数：9人
- ・派遣先の数：1件

2. マージン率に関する事項

- ・派遣料金の平均額（1日8時間あたり）：27,200円
- ・派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたり）：19,040円
- ・マージン率：30.0%

マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額 × 100
マージンには、社会保険料（事業主負担分）、教育訓練費、福利厚生費、営業利益等が含まれます。

3. 労使協定の締結の有無

- ・労使協定の締結：有
- ・対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

4. 教育訓練に関する事項

派遣労働者に対し、段階的かつ体系的な教育訓練を以下のとおり実施しています。

- ・入職時研修：ビジネスマナー、情報セキュリティ、コンプライアンス等
- ・技術研修：プログラミング、システム開発、技術スキル向上等（eラーニングを含む）
- ・AI活用研修：AI技術の業務活用に関する研修

5. 福利厚生に関する事項

- ・健康診断（年1回の定期健康診断を実施）
- ・慶弔見舞金（結婚、出産、弔事等に際し支給）
- ・資格取得支援（業務に関連する資格の取得費用を補助）

株式会社ライトサーブ

派遣元責任者：錦織 正 TEL：06-6445-2505